

宇治田原町を転出される方へ

1 新しい住所地に転入された日から14日以内に下記のものを持参して、新住所地の市区町村役場で転入の手続きを行ってください。

①宇治田原町発行の転出証明書 ②印鑑 ③身分証明書(運転免許証等)



2 次の表に該当する方は、それぞれの手続きを行ってください。

制度名	担当課	宇治田原町での手続き	新住所地(転出先)での手続き
印鑑登録	税住民課 戸籍住民係 88-6634 【1階窓口②】	転出予定日で登録は廃止されます。印鑑登録証を返却してください。	必要な方は、新たに印鑑登録の手続きを行ってください。
マイナンバーカード 住民基本台帳カード		手続きはありません。	券面事項更新及び継続利用手続き(90日以内)が必要です。
原付バイク (125cc以下)	税住民課 住民税係 88-6633 【1階窓口②】	手続きはありません。	定置場変更の手続きを行ってください。※ナンバープレート・標識交付証明書・印鑑が必要
介護保険	福祉課 88-6635 【1階窓口③】	転出日の翌日に資格が喪失します。介護保険被保険者証を返却してください。	加入手続きを行ってください。
要介護(要支援)認定を受けている方		受給資格証明書の交付を受けてください。	新住所地に住み始めた日の翌日から14日以内に受給資格証明書を持参し手続きを行ってください。
介護保険施設 入所のための転出		住所地特例適用を提出してください。新住所地の介護保険被保険者証を送付します。	左記の被保険者証を入所施設にご提示ください。
身体障害者手帳		手続きはありません。	手帳・印鑑をご持参の上、住所の変更手続きを行ってください。
国民年金(1号)加入者 年金受給者	健康対策課 88-6610 【1階窓口④】	手続きはありません。	転出先の担当課にお問い合わせください。
国民健康保険		転出日の翌日に資格が喪失します。喪失手続きを行い、保険証を返却してください。	加入手続きを行ってください。
後期高齢者医療		転出日に資格が喪失又は変更になります。喪失手続きを行い、保険証を返却してください。負担区分等証明書を交付いたします。	「負担区分等証明書」と「印鑑」を持参して、資格取得又は資格変更の手続きを行ってください。
福祉医療		転出日に資格が喪失します。喪失手続きを行い、受給者証を返却して下さい。	健康保険証・印鑑を持参し、受給資格の手続きを行ってください。市町村により制度内容が異なりますので転出先市町村へ制度の有無等をお尋ねください。
子育て支援医療			
児童扶養手当 特別児童扶養手当 母子家庭奨学金		子育て支援課 88-6636 【1階窓口⑤】	担当課へお問い合わせください。
児童手当	消滅届を提出してください。		転出予定日の翌日から15日以内に手続きをしてください。
水道の閉栓 料金の精算	上下水道課 88-3337 【2階窓口⑥】	担当課へお問い合わせください。	
飼い犬の手続き	建設環境課 88-6639 【2階窓口⑧】	手続きはありません。	飼い犬の所在地、所有者住所等の変更手続きを行ってください。
転校手続き (公立小中学校の 児童生徒の保護者)	学校教育課 88-6612 【2階窓口⑫】	転出後も本町の学校に引き続き通学される場合は手続きが必要となります。 ※学校には必ずご連絡をお願いします。	転出先の教育委員会にお問い合わせください。